

This Monthly Paper that connects the Clients and AI-Jimusho

Vol.2013

AI Contact

11

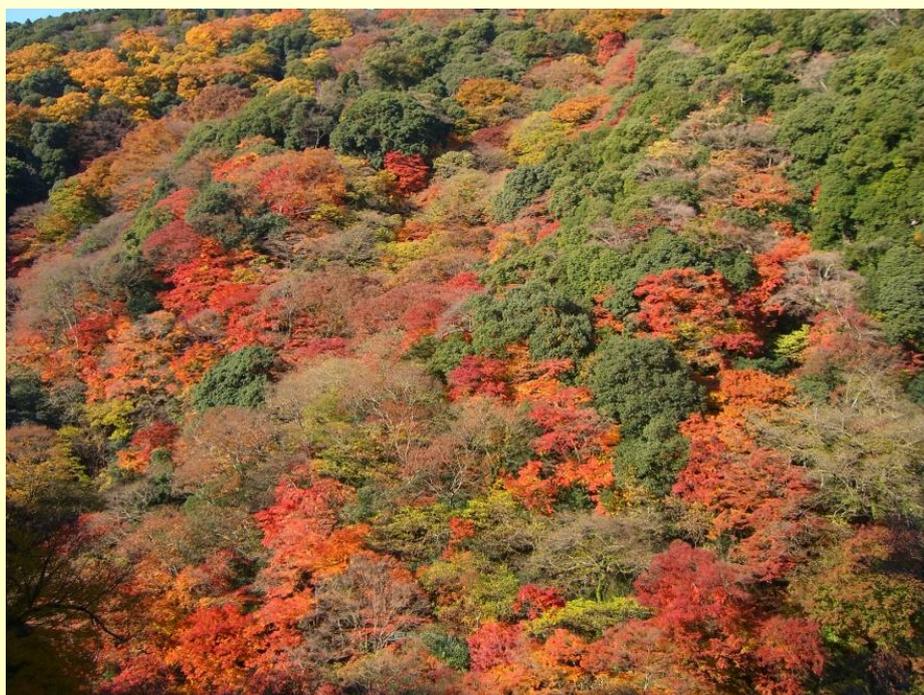
AI See You

私たちは、企業と人財の発展を見守り、
適切なアドバイス&サポートで、お客さまのリクエストにお応えいたします

Monthly Topics

11月の話題

- **特定求職者雇用開発助成金（高齢者雇用開発特別奨励金）について**：特定求職者雇用開発助成金は、雇入れ日の満年齢が65歳以上の離職者をハローワーク等の紹介により、1週間の所定労働時間が20時間以上の労働者として雇い入れる事業主（1年以上継続して雇用することが確実な場合に限る）に対して、賃金相当額の一部が助成されるものです。
- **育児休業給付の見直しについて**：10月29日に開催された厚生労働省・労働政策審議会職業安定分科会雇用保険部会において、育児休業給付の見直しについて「たたき台」が示されました。男女ともに育児休業取得を促進するため、育児休業給付の給付率を、現行の50%から、最初の6か月間については67%とするものです。
- **65歳まで希望者全員が働ける企業が増加**：10月30日、厚生労働省は、「高齢者の雇用状況」（6月1日現在）の集計結果を公表しました。それによると改正高齢者雇用安定法が4月に施行されてから初のもので、希望者全員が65歳以上まで働ける企業は、9万5,081社で、前年よりも2万6,534社、率にして17.7ポイント増加しています。



嵐山（撮影：古谷）



社会保険労務士法人 相事務所

〒151-0053 東京都渋谷区代々木1-54-1 石井ビル4階

Phone 03-3320-7351 / Fax 03-3320-7352

URL <http://www.sr-aijimusho.co.jp> / Email info@sr-aijimusho.co.jp

人はほめられることで、本当に変わるのか？

今月は、組織の中で動く“ヒト”について考えてみます。
経営資源は「ヒト、モノ、カネ、情報」などと言いますが、一番先にくるのは「ヒト」です。
大切にしていますか？

■リーダーのインタビューから

昨年、病院の看護部長、看護師長さん数名にインタビューする機会がありました。
テーマは、「若い人が辞めてしまうのは、認めてあげる風土がないからではないでしょうか」という問いかけでした。
過去のデータとして、多くの若い看護師さんたちが辞めていく理由に、認められない職場風土とあげていたことによります。(下図の朱記の部分)

新卒看護師の職場定着を困難にしている要因

	病院調査		学校調査	
		N=1219		N=436
基礎教育終了時の能力と看護現場で求める能力とのギャップ	①	76.2	①	80.3
現代の若者の精神的な未熟さや弱さ	②	72.6	②	76.4
看護師に従来より高い能力が求められるようになっていく	③	53.3	③	47.0
現場の看護師が新卒看護師に仕事の中で教える時間がない	④	39.0	⑤	37.8
交代制など不規則な勤務形態による労働負担が大きい	⑤	37.2	⑧	28.9
現代の社会・経済状況が経済的自立の必要性を弱めている	⑥	33.4	⑪	20.0
新卒看護師が看護の仕事の魅力を感じにくい状況がある	⑦	30.4	⑥	34.9
医療事故を起こすのではないかと不安で萎縮している	⑧	28.5	⑨	28.0
個々の看護師を「認める」「ほめる」ことが少ない職場風土	⑨	20.9	④	45.0
新卒看護師を計画的に育成する体制が整っていない	⑩	20.8	⑦	30.0
看護業務が整理されていないために新人が混乱する	⑪	17.0	⑩	23.4
その他	⑫	10.3	⑫	15.1

出所：公益社団法人日本看護協会「2005年新人看護職員の入職後早期離職防止対策報告書」。

このギャップを埋めないことには退職者は後を絶たないだろうという予測でした。
しかし、返ってきた言葉は、「今はほめて伸ばさないといけない時代になっているので、意識して行動をしている」という答えが圧倒的でした。もちろん、ただ単にほめればよいというものではありません。

■医療機関にかかわらずあてはまる問題

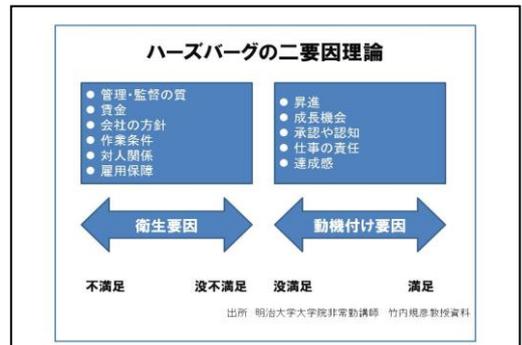
これは医療機関だけに言えることではありません。
西武ライオンズの渡辺前監督は、就任後すぐに日本一になった際にこう話しています。
「今の若い選手は怒られることに慣れていない。まず認めてあげることからスタートした結果だ」としました。

経営者の立場から考えると、働かせてやってるんだからモンク言うな！と思いがちですが、そういう時代ではないということです。

金銭の報酬ではなくて、仕事の達成感の先にある「心の報酬」を与えることで人は格段に変わります。
日本人は元々がほめられることに慣れていない人種でもあるので、初めはお互いにこそばゆい関係かもしれませんが、ゆくゆくはこれが企業を力強くする最大の利益となるはずですよ。

元手はかかりません。
経営者、またはリーダーが気持ちを寛大にして伝えることです。
右図の動機づけ要因という考え方は一見面倒に思えますが、ヒトを伸ばしていく上で大切な理論になっていきます。

そのあたりを、僭越ながらお話をさせていただく機会を作りました。
よろしければご参加ください。



セミナー
のご案内

経営者様・管理職者様・人事ご担当者様限定
実践型人事セミナー 「会社が変われば、人材が『人財』に変わる」
2014年1月29日(水) 14:00~17:00
渋谷区文化総合センター大和田 ※詳細については別紙をご覧ください。

『お給料は本人以外に渡していいの？』

- 労働基準法第24条 賃金支払いの5原則 -

言うまでもありませんが、給料は本来その従業員に支払われるものです。では、「うちの家計はカミさんに任せてるから」「病気で給与を取りにいけないから」といった場合に、従業員以外の人に給与を渡す（支払う）ことはできるのでしょうか。

今月も増田社長は岡田社労士と話し合っています。ちょ〜っとのぞいてみましょう。

登場人物

増田社長：平成24年に小売業として起業。今までは雇われる身だったが、事業主となり労働問題に直面している。マジメな性格の持ち主。

岡田社労士：働き盛りの36歳。雇用問題と自分のメタボ問題が最近のトレンド。一風変わった芸風を持っている。

増田：「すっかり秋だなあ。今年もあと少しでおしまいか。2013年…思えばいろいろあったなあ…。残りの1か月も全力で頑張るぞ！！」



岡田：「こんにちは。社長、その調子ですよ！私も最大限のサポートをいたします！」

増田：「それはありがたい！これからもよろしくお願いしますね。では今回の相談ですが、賃金の支払いについて教えてください。うちの会社は賃金を現金で支払っているんですが、この前、高校生アルバイトの子が学校の部活中にケガをして入院をしてしまったようで、給料日を過ぎても給料を取りに来られないんですよ。そこで親御さんに渡してほしいと言われているんですが…渡してしまっても問題はないのでしょうか？」

岡田：「実は渡すことはできないんです！！」

増田：「えっ？！そうなんですか？？」

岡田：「実はですね…」

賃金の支払いにはいくつか決まりがあります。その決まりの一つに「直接払いの原則」というものがあり、賃金は直接労働者に支払われなければならないと定められています。なので、たとえ今回のように労働者が未成年であっても、また、本人の委任があったとしても、その親権者や後見人（法定代理人）に賃金を支払うことはできないとされているんです。

増田：「そうだったんですか…。それは知らなかった。これに例外はなく、必ず本人に支払わなければならないんですか？」

岡田：「例外というわけではありませんが、例えば労働者がやむを得ない理由で受け取れない場合に、その方の妻子等の『使者』に支払う場合、つまり社会通念上本人に支払うのと同じであると考えられる場合には、直接払いの原則に違反しないといわれています」

増田：「『法定代理人』はダメで、『使者』はいいんですか？なんだかよくわかりませんね…」

岡田：「実際『代理人』と『使者』を明確に区別することは難しいと言われてます…。ですので、今回は現金書留で送るか、取りに来てもらうまで賃金を保管しておくか、もしくはアルバイトの子へ渡しに行っていたりか、ですね。あくまでご本人に渡すことを念頭に置かれたほうが良いと存じます」

増田：「なるほど、わかりました。彼の様態も気になるし、今回は見舞いに行くついでに給与を渡しちゃおうかな」

岡田：「それが良いですね。ただ、トラブルを避けるためにもできれば今後は振込で給与を支払われることをお勧めいたします…」

増田：「そうですね、今後は口座振込を検討してみます」

岡田：「お願いします。あ、そうだ。口座振込で注意していただきたいのですが、現金手渡しの場合とは異なり、配偶者へ渡すこと（振り込むこと）は禁止されています。ですので必ずご本人様に振り込んでくださいね」

増田：「そうなんですか！わかりました。もし給与支払を口座振込に変更する場合は何をすればいいですか？」

岡田：「口座振込にするには、その従業員各位の同意を得る必要があります。後は就業規則にも規定しておいたほうが良いですよ」

増田：「了解です！では実際に振込へ変更する前に一度連絡しますね」

岡田：「ありがとうございます。あと今年ももうあとわずかですが一緒に頑張らしましょう！」



★ここがポイント！

■賃金支払いの5原則とは以下を指します。

①通貨払いの原則

賃金は、通貨で支払わなければならない、小切手や現物給与による支払いは禁止されている。*ただし、現物給与に関して、労働協約に定めがある場合には、許される。

②直接払いの原則

賃金は、直接労働者に支払わなければならない。*詳しくは増田社長と岡田社労士のやりとりを参照。

③全額払いの原則

賃金は、その全額を支払わなければならない。*ただし労働者の欠勤、遅刻等があった場合には、その部分については賃金債権は発生しない。

④毎月1回以上払いの原則

賃金は、毎月1日から末日までの間に、少なくとも1回は支払わなければならない。

⑤一定期日払いの原則

賃金は、毎月一定期日に支払わなければならない。

清澄庭園に行った帰りに立ち寄ったカフェ。そこは何かが普通のカフェとは違っていました。

扉を開けて入ったとたん、飛行機の機内アナウンスが流れてきて、ここは空港なのかと一瞬錯覚に陥るかのよう
な・・・(ん? どうやらこれは BGM・・・)。

そして、運ばれてきたお水のグラスは、某航空会社のマーク入りのグラス。飾棚には、初代「アテンションプ
リーズ」の TV ドラマのビデオやグッズが並べあり、時計も趣向をこらした飛行機の影絵。壁には各航空会社ポ
スター。書棚には、飛行機関連の雑誌が並び、飛行機の模型や写真があちこちに飾られ・・・そう、そこはまさに飛
行機マニアが泣いて喜びそうな空間だったです。

「ん? このお店の名前『hane cafe』はもしかして、『羽 = 飛行機の翼』の意味・・・?」と気づいたのは、入って
まもなくのこと。出てきたカフェカップの絵柄も、カフェラテのラテアートももちろん飛行機。お店のカウンター
には、スチュワーデスが機内で食事を運ぶカートも置かれていました。(あれは本物だわー、どうやって手に入れた
のかしら?) 滅多に遭遇しない空間を体験でき、ワクワクしてしまったのは言うまでのありません。

せっかくなので飛行機雑誌も熟読し、しっかり最新の航空機情報もゲットしました。長時間
飛行機に乗るとき、エコノミー席の狭さが苦痛になることがありますよね。前の座席との空間が、
せめてあと 10cm 広くなってくれたら、どんなに楽だろうと思ったことはありませんか。

なんと! 最近、某航空会社でまさにそれが起用されたようです。これからの長時間飛行旅行も
少しは楽になりそうです。興味のある方は、hane cafe の異空間を楽しんでみてください。



やさいのちから

【ブロッコリー - 芽花椰菜 - Broccoli】

茹でて食べると甘みがでるブロッコリー。キャベツの
親戚です。弟分のカリフラワーと同じ明治初期の頃日本
にやってきましたが、あまり普及しなかったとか。
でも、最近では、栄養価が高く、緑色も鮮やかなところ
から人気が出ています。

ブロッコリーの**花蕾**(からい: 食べる蕾の部分)には、
ビタミンCが多く含まれていて、それは**レモンの約2倍**。
茎の部分には、花蕾より多く**ビタミンA, C**が含まれて
います。ですので、これからの時期に**風邪予防**であつたり、
食物繊維も豊富ですので美容にもよく、**美肌効果**も
期待できます。

さっと茹でていろいろな食材と
和えて召し上がるのもいいですが、
これからの寒い季節、シチュー
などに入れて食べるのも、体が
温まっていいですね。



秘密の

行ってみた・やってみた

第3回【初！試験監督員】

先日 11 月 10 日の日曜日は行政書士試験でした。

この試験は年に一度・一発勝負の試験で、例年通りで
あれば 300 点満点中 6 割(180 点)正解できれば合格でき
ます。試験時間は 13 時から 16 時までの 3 時間で、毎年
11 月の第 2 日曜日に行われます。

今回、東京都行政書士会から「補助者監督員」の募集
がありまして、生まれて初めて試験監督をしてきまし
た。

と言ってもそこは「補助者」ですので、時間になつた
ら教室へ行って巡回するだけではありません。当日朝 9
時に集合して、使わない机を運び出しての試験会場の設
営や、解答・問題用紙の準備など作業は盛りだくさん。
(もちろん、試験中の巡回もやりますよ!)朝から夕方ま
でびっちり働きました。

自分が担当した試験会場から多くの合格者が出るこ
とを期待してます!! 榎本

編集好機

東京都社会保険労務士会のポスターが変わりました。

今年、会の広報委員会のメンバーを仰せつかっていることもあり、ちょうどその
プロジェクトだったのですが、今までは誰に向けてのメッセージなのか、タレント
を使って何を伝えたいのか、正直やっつけ仕事的な部分もあり、経費のかけ方にも
疑義があり、今年は作成をやめようというところまでいきました。

でも、何かこれまでと違ったメッセージを伝えることが出来て、イメージアップに
もつながるならということで、やわらかい中にも、大きく包んでいくイメージの
ポスターが出来上がりました。

関係する行政の窓口や市区町村、いくつかの駅にもお願いをしてお配りする予定で
すので、ご覧になっていただけると幸いです。

文責：福島

